

スウェーデンの児童虐待対応における子どもの意見表明権の保障

—その方法と子ども自身へ与える影響—

○ 首都大学東京大学院・日本学術振興会特別研究員DC 根岸弓 (8266)

キーワード：児童虐待，意見表明権，スウェーデン

1. 問題の所在および研究目的

世界の児童福祉政策を転換させた子どもの権利条約は、子どもの市民的権利を確立した点において、その重要性が度々指摘される（例えば、世取山 2003）。そして、子どもの市民的権利の一つである意見表明権（条約第12条）は、「参加する権利」として子どもの権利条約の4つの柱の一つに位置付けられ、特にその保障が求められているものである。

さて、この子どもの意見表明・参加権の保障について、児童虐待への対応においては、他の児童福祉政策とはやや異なる様相がみられる。例えば、子どもの権利委員会が2009年に著した「一般的意見12号」の21節には、子どもが被虐待など犯罪の被害者である場合には、締約国は、意見表明権の無分別な実践がもたらす否定的側面を認識しなければならない、と明記されている。この一文は、例えば、意見を聞かれる子どもの権利は非言語コミュニケーションの形態を含めあらゆる手段を用いて積極的に保障すべきとする他の文言とは明らかに異なるものである。

また、理論的にも、児童虐待対応は他の児童福祉政策と区別される。子どもの要保護性と自律的存在への陶冶的存在性から、児童福祉の理論的基礎にはパターナリズムとオートノミー（自律）に関する議論を設定することができる。ここで、市民的権利の一つである意見表明・参加権は、大きくはオートノミーに属すると考えられる。さて、この子どもに関するパターナリズムとオートノミーの議論は、おおよそ3つの議論から構成されている。即ち、第1に、子どもを完全にパターナリスティックな介入が正当化される存在とみるもの（子ども保護論）、第2に、自律的存在として大人と同等にみるもの（子ども解放論）、第3に、自律的存在への陶冶過程にある存在とみて制限付きのパターナリズムを認めるもの（子どもの権利論）である。近年は第3の議論が盛んであるように見受けられるが（例えば、大江 2004）、生命と発達の危険からの保護が優先される児童虐待対応においてはパターナリスティックな介入が求められ且つ正当化されるため、制限されるのは子どもへのパターナリズムではなく、子どものオートノミーの側面になる。したがって、制限付きのパターナリズムが求められる児童福祉政策一般と、児童虐待対応は区別されることになる。

しかしながら、実際の児童虐待対応制度においては、その保障程度の多寡はあるにせよ、子どもの意見表明・参加権も規定されている。児童虐待対応におけるそれは、世界の児童福祉政策の指針を示す子どもの権利委員会の一般的意見においても、児童福祉政策の理論

的基礎となるパターナリズムとオートノミーに関する議論においても、消極的に扱われているにも関わらず、実際の制度においてこの規定がみられるのはなぜか。

以上より、本報告では、なぜ児童虐待対応においても子どもの意見表明・参加権が保障されなければならないかを明らかにすることを、研究目的とする。

2. 研究の視点および方法

報告者は、これまで日本、アメリカ、フランス、スウェーデンの4ヶ国について、児童虐待対応に関する法制度を、意見表明・参加権の観点から比較検討してきた。その結果、最も子どもの意見表明・参加権を保障しているのはスウェーデンであるとの示唆を得た。本研究では、文献研究に限界がみられたため、スウェーデンにおけるインタビュー調査を方法論として採用する。調査対象者は、ソーシャルワーカー、警察官、心理士、NGO 団体職員、および児童福祉政策を牽引する地方自治体連盟の担当職員である。

3. 倫理的配慮

本調査は、日本社会福祉学会研究倫理指針および首都大学東京研究安全倫理規定に基づき、首都大学東京研究安全倫理委員会の審査を経て実施している。調査対象者へは、インタビュー調査開始前に調査の趣旨等について口頭および書面で説明し、同意を得ている。

4. 研究結果

スウェーデンで被虐待児の意見表明を支えるのは、主に警察官である。この警察官は特別な研修を受けた者であり、子どもの意見表明を支える方法としては、子どもの発言を誘導せず、妨げないような方法を採用しているとのことであった。子どもの意見を聞く場は非常にリラックスできるような部屋作りがなされ、発言を強制も抑制もされない空間と時間のなかで、子どもは話したいときに話したいことを自分の言葉で語るという。このような意見表明が、子ども自身のトラウマの軽減に寄与していると観察されている。

5. 考察

児童虐待対応において子どもの意見表明が子ども自身のトラウマの軽減やレジリエンスに寄与するとの観察結果は、ナラティブ・アプローチに似た効果がみられるという、良い意味での意図せざる結果に結びついている。ただし、検証はおこなわれておらず、支援者の視点であるという限界はある。この点については、今後の課題としたい。

【参考文献】 Committee on the Rights of the Child, 2009, *General Comment No.12*, United Nations.

大江洋,2004,『関係的権利論—子どもの権利から権利の再構成へ』,勁草書房.

世取山洋介,2003,「子どもの意見表明権の Vygotsky 心理学に基づく存在論的正当化とその法的含意」,

『法政理論』36(1),123-77.